

1～3 面

特別企画
神奈川の
防災新情報

発災後の円滑な住宅再建につなぐために

ことし 5 月 県と 5 団体が協定結び、体制を強化

2024 年（令和 6 年）5 月 31 日、神奈川県は建築士業や住まいづくりに関わる 5 団体と、「災害時における住宅再建に係る相談業務に関する協定」を締結しました。これは、風水害や地震災害によって損壊が生じた家屋が的確かつ速やかに復旧工事等へつなげられるよう、専門家による支援体制をいっそう充実・強化するために結ばれたもの。今回は特別企画として、本県の防災対策の最新情報を紹介します。

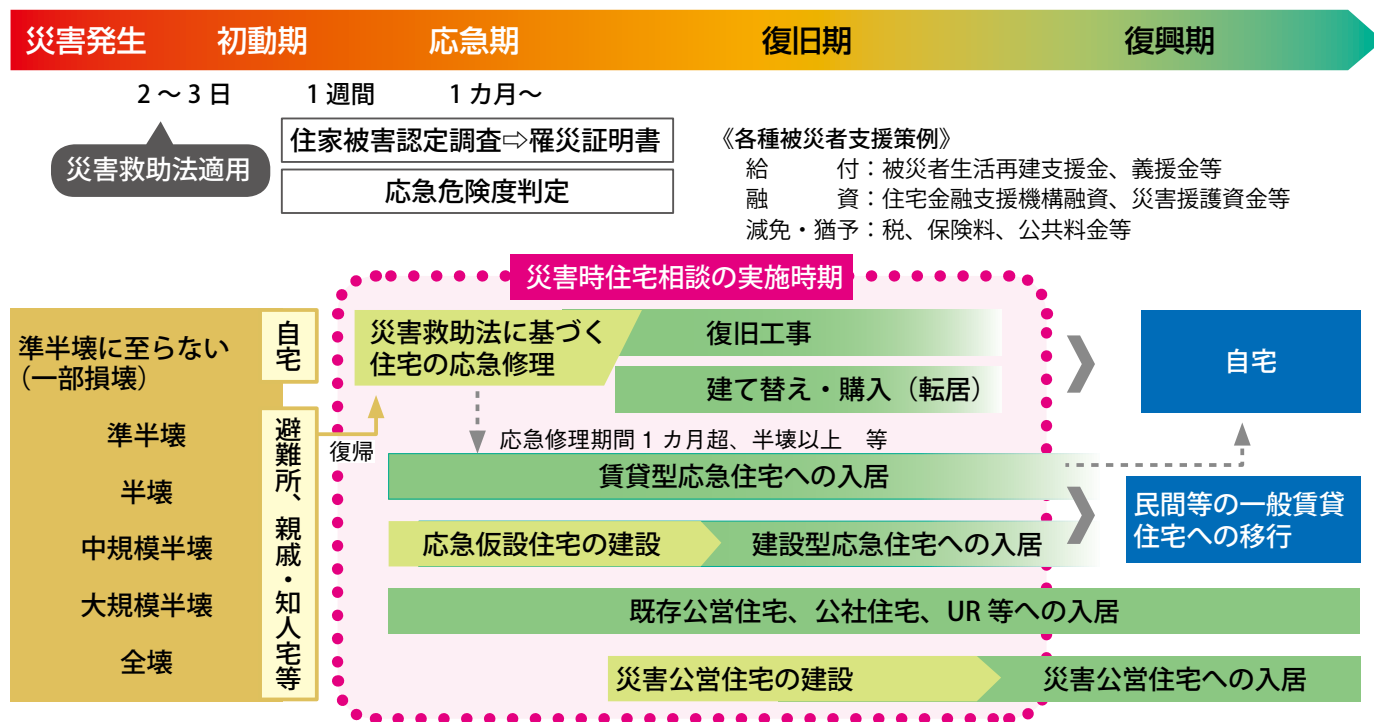
まず、大規模な災害が発生してから、安定した生活が送れる住まいの確保に至るまでのおおよその流れをまとめると、**下図 1** のようになります。この中で、一部損壊した程度の持ち家の復旧に関して、技術的な相談の支援協定を最初に県と取り交わしたのが（一社）神奈川県建築士会で、2005 年（平成 17 年）

のことでした。

その 6 年後には未曾有の被害をもたらした東日本大震災が起り、津波被害の脅威に加え、復興に際してはコミュニティーの高台移転や福島原発事故による集団避難、段階的帰宅など、これまでにない教訓が刻まれることとなりました。

（2 面に続く）

図 1 災害発生から住まいの確保に至るまでのロードマップ



インデックス

1-3 面：特別企画 神奈川の防災新情報

「発災後の円滑な住宅再建につなぐために」

4-5 面：TOPICS / 事務局だより

6 面：憩いの水辺探訪

①海老名市上今泉・下今泉地区



県と5団体による「災害時における住宅再建に係る相談業務に関する協定」の調印式にて。写真右から（一社）全国木造建設事業協会・宮寺透雄神奈川県協合理事、（公社）かながわ住まいまちづくり協会・長田喜樹会長、黒岩祐治神奈川県知事、（公社）日本建築家協会関東甲信越支部神奈川地域会・黒田和司建築相談室室長（一社）神奈川県建築士事務所協会・平山正義会長、（一社）神奈川県建築士会・上原伸一会長
※2024年5月31日（写真提供…全国木造建設事業協会）

（1 面から続く）

さらに、神奈川における災害復興体制を見直すきっかけとなったのが、2019年（令和元年）の台風被害。15号、19号の首都圏直撃により、県内においても多数の住宅が被災したのですが、大半は床上・床下浸水を被ったケースで、復旧の判断に当たっては、基礎・土台の乾燥、消毒やカビ対策といった特別な専門知識が求められました。

現地調査にも多大な労力がかかることから、県から（一社）神奈川県建築士事務所協会と（公社）かながわ住まいまちづくり協会（まち協）に対して被災住宅相談の実施について依頼がなされ、急ぎで協定を締結。神奈川県建築士会も加わって「かながわ災害時建築相談対策協議会」が組織され、相模原市・川崎市・箱根町において対面相談に応じるとともに、まち協内に電話相談窓口を開設しました。

こうした経験に基づいて、いかなる災害にも臨機応変に対応できる仕組みを整えるため、2021年（令和3年）には「災害時住宅相談体制検討会」が発足。県建築士会、事務所協会、（公社）日本建築家協会（JIA）関東甲信越支部神奈川地域会、まち協の四者に加え、（一社）全国木造建設事業協会（全木協）も参画し、県の担当部局である建築住宅部住宅計画課と新たな協定の締結に向けて準備を進めてきました。

3年の検討を経て組み立てられた住宅再建に係る相談体制のフローは、**右頁図2**の通りです。特に注目されるのは、被災現場の実情やニーズに即して建築士相談員の派遣が行われるよう、エリアマネジメントを担う地域リーダー、サブリーダーを置くようにしたこと。前者は横浜・川崎・相模原・横須賀三浦・県央・湘南・県西地域の7区分、後者はそれをさらに細分化した区域ごとに配備することで、きめ細かい調整が可能になるというわけです。建築士による電話や窓口相談のほかに、必要に応じて全木協（会員：一般社団法人JBN・全国工務店協会、全国建設労働組合総連合）から技術相談員を現地調査に派遣するバックアップ体制が組み込まれた点も見逃せません。

また、災害時の住宅相談に当たっては技術的なアドバイスとは別に被災者への労りや不安感の軽減といった配慮も必要となることから、そういった面の理解も得たうえで「被災住宅建築士相談員」として登録を行っています。一昨年から募集説明会をスタートさせ、2024年8月末現在で登録数は約70名。浸水被害に遭った家屋の復旧のポイントなどについて学ぶスキルアップ研修も実施されています。

ことし5月31日の協定締結に際して、検討会事務局を務め

るまち協の長田喜樹会長は、「いざというときに被災者の切実な要望に応えられるよう、協定団体が一丸となり、県や市町村と連携して復興支援に取り組みたい」と決意表明。かねてより災害に強いまちづくりを進めるためには、起こりうるさまざまな被害の形態・規模のシナリオに応じた備えをすることが重要といわれ、今回の協定締結は建築関係団体が組織的に被災者被災者支援を行うといった新たな分野の取りかかりが構築されたと捉えることができます。建築設計・施工の技術者の育成等にかかわる団体の結束が実現したことで、人的ネットワークが広がり円滑な災害復興に向けた体制づくりが前進に向かうことが期待されます。



令和6年台風10号による建物被害

10月末まで電話相談を受付中

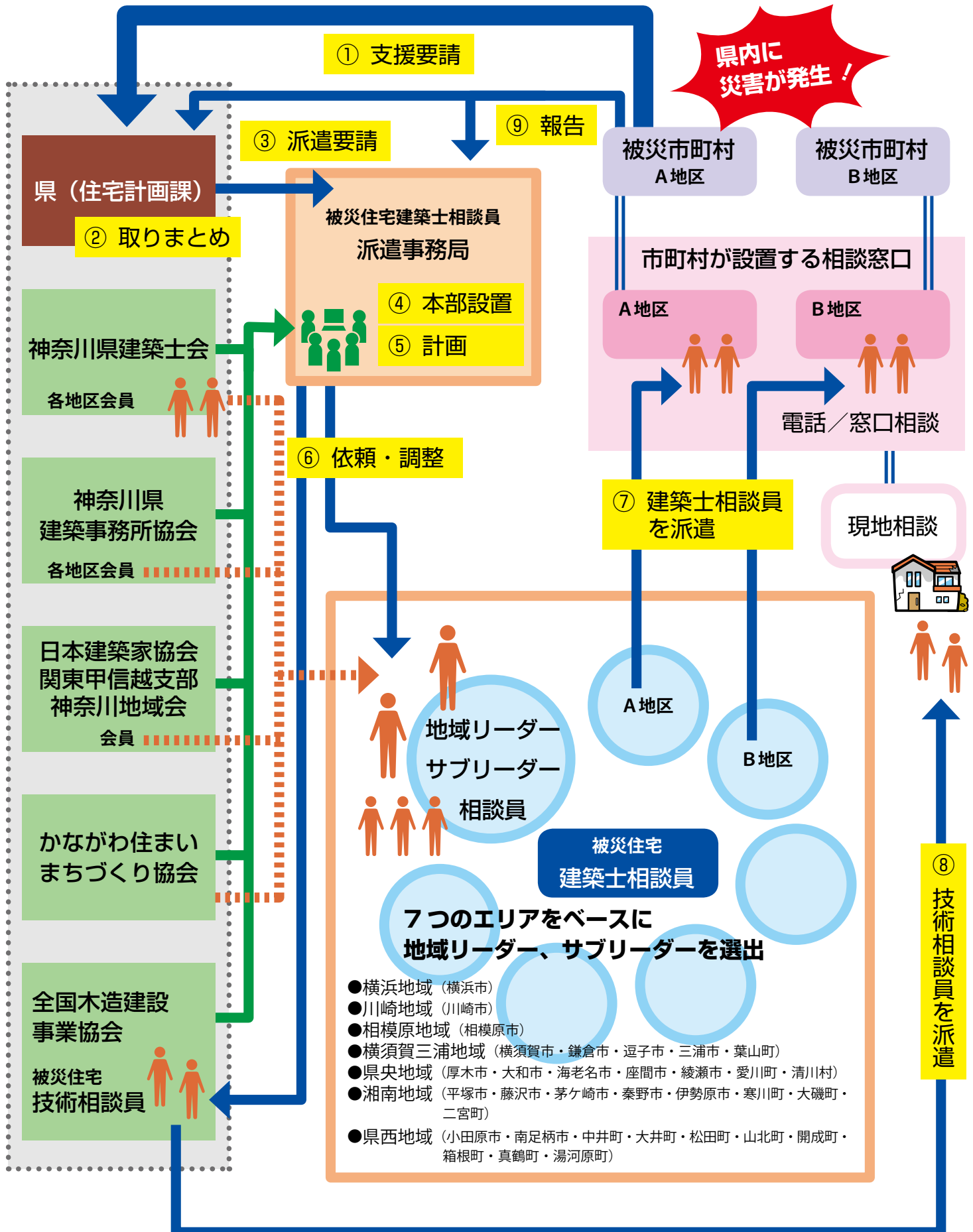
令和6年台風第10号によって窓ガラスや外壁・軒天の破損、床下・床上浸水など県内で住宅が被害に遭われた方に対して、専門家が修理に関することなどにお答えいたします。この度の神奈川県との協定に基づき、5団体の「神奈川県被災住宅相談員派遣事務局」による無料電話相談窓口が10月末まで常設されていますので、ご利用ください。

TEL.045-664-9179

受付時間／
平日の午前9時～午後5時

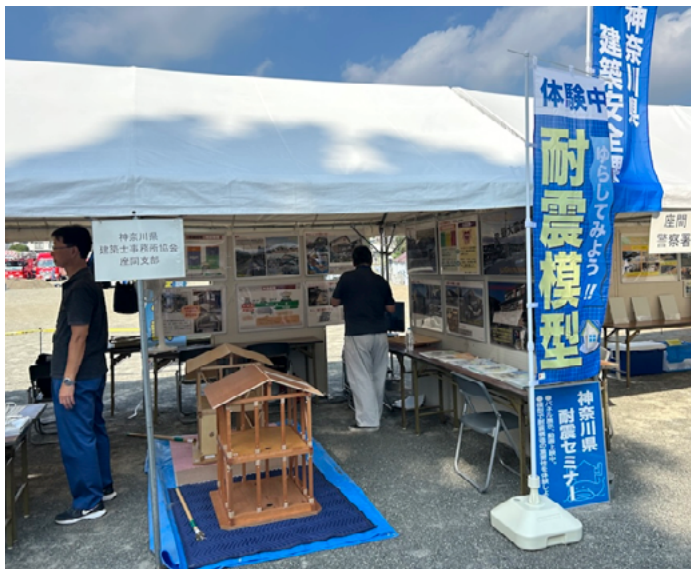
被害状況等を伺った上で、適切な回答者（建築士、ファイナンシャルプランナー、宅地建物取引士、マンション管理士などの専門家）を選定し、数日以内に具体的な解決の方向性を助言いたします。

図2 2024年協定に基づく「災害時における住宅等の再建に係る相談体制」



■■■■■■■■■■ 平常時の取り組み：相談員の登録、リストの整備・更新、スキルアップ講習の実施など

Topics



座間市会場に設けられた展示ブース＝ 2024 年 9 月 7 日

神奈川県耐震セミナーがスタート

座間市を皮切りに 5 市町で開催へ

毎年開催されている「神奈川県耐震セミナー」が 9 月から始まりました。今年も（公社）かながわ住まいまちづくり協会が開催のお手伝いをしています。

まず、第 1 弾となった開催地が座間市。9 月 7 日に東原小学校を会場として開催された総合防災訓練の来場者に対して、木造住宅の耐震化に関する動画や展示による普及啓発を行いました。

展示スペースでは、今年 1 月 1 日に発生した能登半島地震の被害状況等に関するパネルを展示したほか、耐震模型を実際に揺らすなどして木造住宅の構造部材である「筋かい」など構造補強の重要性を実感してもらうための体験コーナーも設置しました。

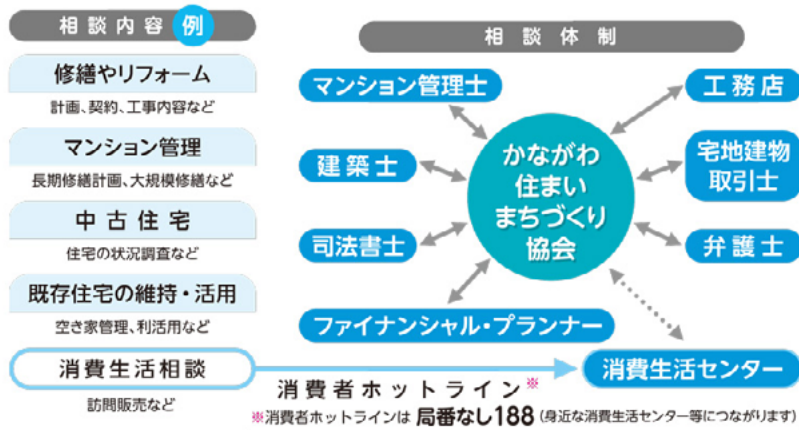
耐震セミナーはこの座間市での開催を皮切りに、来年 2 月にかけて海老名市、葉山町、二宮町、中井町で実施予定。このうち日程・会場が決まっているセミナーは次の二つです。

住まいでお困りの方に

まち協 我が家の相談室 がアドバイス

来年 1 月末まで開設

「まち協 我が家の相談室」では、修繕・リフォームの方法や工事でのトラブル、中古住宅への不安など、お住まいで困っている方を対象に、専門家による相談をお受けしますので、ぜひご利用ください。相談内容によっては、複数の分野の専門相談員が連携して対応します。



ご相談は、メール、電話、ファクスでお申し込みください。

メールやファクスによるお申し込みは、まち協ホームページ（住まいまちづくりネットかながわ）から「様式 1 まち協 我が家の相談申込書」をダウンロードしてご使用ください。

最初の窓口相談（2 時間程度）等は無料ですが、再相談や現地相談は一部でご負担いただきます。

オンライン相談
も対応できます！

◆出張相談会のご案内◆

参加費無料、予約制（先着順）

リフォームの方法や空き家の管理・利活用をテーマとしたセミナー、および個別相談会を開催します。申し込みは、下記・まちづくり協会まで

開催日	会場
10月17日(木)	大磯町立福祉センター さざれ石
11月8日(金)	二宮町生涯学習センター ラディアン
11月30日(土)	秦野市本町公民館

※ 10 月 17 日に開催される大磯町のセミナーは「空き家予防」がテーマとなっています。

お問い合わせ、お申し込みは

（公社）かながわ住まいまちづくり協会

Tel.045-664-6896 Fax.045-664-9359

※ 消費者ホットラインは、局番なし 188
(身近な消費生活センター等につながります)

海老名会場

「第 18 回えびな安全・安心フェスティバル」に合わせて実施。

【日時】令和 6 年 10 月 19 日（土）10:00～15:00

【場所】海老名中央公園、海老名ハウジングギャラリー敷地内

葉山会場

「令和 6 年度葉山町総合防災訓練」に合わせて実施。

【日時】令和 6 年 10 月 20 日（日）11:00～14:00

【場所】葉山町立一色小学校校庭



筋かいのない木造建築は…。耐震模型の体験コーナー。2024年9月7日

まち協・事務局だより

◆ 定時社員総会を6月に開催しました

長田会長は開会挨拶で、冒頭、本年 3 月に住宅セーフティネット法が改正されたことに触れ、終身建物賃貸借の利用促進や、居住支援法人による残置物処理の推進など、大家が賃貸住宅を提供しやすい仕組みや、高齢者や障害者などが円滑に入居できる市場環境整備のほか、居住支援法人等が入居中も支援を行う「居住サポート住宅」認定制度の創設など、住宅施策と福祉施策が連携した地域の居住支援体制の強化がその柱となっていることに言及しました。

また、まち協がこれまで進めてきた被災住宅相談に係る体制整備について、今年 5 月 31 日に神奈川県知事や関連団体代表者が一堂に会し、「災害時における住宅再建に係る相談業務に関する協定書」を締結したことを報告。今後、幾つかの地震災害が想定されている神奈川県内においても、バックアップ体制構築への第一歩を踏み出したことは、これまでの会員の皆様をはじめとする関係各位のご協力の賜物との考えを示しました。

一方、令和 5 年度収支については前年度に引き続き単年度黒字を計上する一方で、ここ数年の黒字の累積により保有上限額を超過した遊休財産については、特定費用準備資金として今後計画的に有効活用していくこと、県や自治体、関連団体等との連携のもと高齢者等の住まい探しの支援、住まいづくりの支援、マンション管理等の支援、まちづくりの支援といった基幹事業を引き続き推進し、特に県より新たに受託した「多世代居住のまちづくり推進事業」については、担い手

育成とコーディネーターの派遣が主な業務となっており、今後、まち協の「まちづくり」事業の柱として実績を重ねて参りたいと発言しました。

また、この総会で、主な議案として、令和 5 年度事業報告及び収支決算案、並びに理事の選任が承認され、これら事業報告や決算書は、ホームページで情報公開しています。

◆ まち協の第4代専務理事・佐藤義明氏のご逝去されました

まち協の社団法人第 4 代専務理事を務められた佐藤義明氏が、令和 6 年 9 月 13 日に逝去されました。享年 80。佐藤氏は、平成 16 年から 21 年度までの 3 期 6 年に渡って専務理事の任に当たられましたが、その前身であるかながわ住まい・まちづくり推進協議会が公益法人化された平成 7 年度には、まち協の設立母体となった神奈川県住宅対策推進室の室長代理として、法人化の舵取りをされました。法人の設立趣意に掲げられ、今もまち協の行動規範となっている 3 つのキーワード「環境」「福祉」「防災」にも佐藤氏の強い思いが込められています。

専務理事任期中は、社会情勢においてもリーマンショックの発生前後にあたり、まち協の経営が最も厳しかった時期でしたが、関連団体との連携による新規事業の開拓、住宅政策の動向を踏まえたリフォーム関連事業などを積極的に展開したことにより、同事業は現在も主要な事業となっています。また、計入制出の方針を掲げ、経営の効率化を図ることに尽力されました。こうした故人の功績を称えとともにその温かいお人柄を偲び、職員一同心より哀悼の意を表します。

住まいとまちづくり VOL.45

2024 年 10 月 10 日発行

発行／公益社団法人かながわ住まいまちづくり協会

〒231-0011 横浜市中区太田町 2-22 神奈川県建設会館 4 階

☎ 045-664-6896 FAX 045-664-9359

http://www.machikyo.or.jp/

E-mail admin@machikyo.or.jp

発行人／長田 喜樹

編集責任者／塚田 操六



JR根岸線・奥の駅北口、南口から徒歩 5 分
横浜市営地下鉄・奥の駅 1 番、3 番出口から徒歩 5 分
みなとみらい線・日本大通り駅 1 番出口から徒歩 5 分
みなとみらい線・馬車道駅 7 番出口から徒歩 10 分
横浜メディア・ビジネスセンター隣



①絶滅危惧種の水生植物を移植して保護



スイレン科の水生植物で、春から秋にかけて直径5cmほどの小さな黄色い花を咲かせる「コウホネ（河骨）」。

県内で自生が確認されているのは海老名市のみと言われ、用水路の護岸工事などで絶滅の危機に直面したことから20年ほど前に地元住民らによって「河骨保護の会」が組織されました。こちらの産川（さんかわ）せせらぎ公園などに移植して、生息環境の保全に努める中、可憐な花を楽しめる憩いの水辺が今も守られています。

憩いの水辺 探訪

11

海老名市 上今泉・下今泉地区

水と緑が織り成す自然景観に加え、水流の音やきらめく水面が癒しと安らぎを与えてくれる身近な水辺。

そんな県内の潤いあふれる親水スポットをルポして紹介します。

②地域を潤した二つの「井戸」



今回は海老名市北部にある上今泉、下今泉エリアに目を向けて、水に関わる話題のスポットに行ってきました。「今泉」は新しく泉が湧き出た場所の地名として用いられてきたようで、地域のルーツともいえる泉も目にすることができました。

③田んぼの世話から情熱注ぐ「栽培醸造蔵、（※）」



海老名市で唯一、日本酒の醸造を手がける泉橋酒造さんが何より大切にしているのが米づくり。安全で納得できる商品を提供するため、市内及び近隣市の手の届く範囲にある田んぼを確保し、地元農家らと協力して原料米を調達する一貫生産体制を30年ほど前から構築してきました。

7月の終わりに下今泉5丁目の醸造所（左上）を訪れると、隣接して目に飛び込んできたのは青々とした広大な水田（左下）。酒づくりが継承されていくことで、美しい田園風景がこの地に残されていくという連鎖を考えると、なんとも尊い取り組みであると感じずにはいられません。

やがて季節は移ろい、収穫の秋へー。楽風舞や山田錦によるしぼりたての新酒は、11月半ばごろに発売予定。それまでの季節商品としては、トンボと稲穂のラベルが目印の「秋とんぼ」シリーズ（下）がお勧めだそうです。併設のショップ「酒友館」など、詳細の情報はホームページ＝<https://izumibashi.com/>＝でご確認ください。



※栽培醸造蔵は、泉橋酒造の登録商標です。

上今泉・下今泉の地名の由来とされる湧水が、曹洞宗・常泉院（海老名市上今泉4丁目）の境内脇にある「三日月（みかつき井戸（左上）」と「独鈷（どっこ）井戸（左下）」。

前者は少なくとも室町時代、後者は江戸時代ごろには存在していたようで、上水道が整備されるまで寺院や近所の人たちの生活用水として使われていました。市内に残る湧水の中でも地域の歴史や文化を知る上で貴重な資産であることから、ことし4月、海老名市登録史跡の第1号に登録されています。



山門・本堂の凛とした造りや境内の景観なども趣きがあります